

## 広島市宮府中浄水場廃止に伴う県の対応状況について

### 1 要旨・目的

広島市宮府中浄水場廃止に伴う県の対応状況を報告する。

### 2 現状・背景

- 府中浄水場は、広島水道用水供給事業（以下、「広島用水」という。）から日最大 20,000 m<sup>3</sup>の沈でん水を受水し、県、広島市、呉市及び江田島市との共同事業（以下、「共同事業」という。）で建設した戸坂取水場等の水道施設から日最大 10,000 m<sup>3</sup>の原水を取水している。（詳細は別紙参照）
- 広島市は、令和3年12月末に府中浄水場を廃止することに伴い、沈でん水を受水を廃止するとともに、共同事業から撤退することとしている。
- 沈でん水を受水廃止について、広島市は、清算負担金として応分負担の意向を示しており、協議を行ってきた。
- 共同事業からの撤退については、令和3年9月議会で「広島市と広島県との間における上水道管理事務の一部事務委託に関する規約」（以下、「規約」という。）を廃止することの協議の議案が可決後、清算負担金について、広島市と協議を行ってきた。

### 3 概要

#### (1) 対象者

広島水道用水供給事業受水団体、共同事業者（広島市、呉市及び江田島市）

#### (2) 協議状況

- 広島市は、沈でん水を受水廃止と同様に、共同事業からの撤退についても、次表の基本的な考え方により、清算負担金として応分負担の意向を示し、県と関係市で協議が整ったことから、今後、規約廃止の手続を進める。

**【基本的な考え方】**

区分	負担内容	
広島用水 沈でん水 受水廃止	未償却資産	沈でん水給水に投資した経費として、受水廃止時点の帳簿価格を水量割合で負担
	維持管理費	他の受水団体への負担軽減として、受水廃止後も減少が見込めない維持管理費を水量割合で一定期間分負担
共同事業 撤退	維持管理費	他の共同事業者への負担軽減として、撤退後も減少が見込めない維持管理費を水量割合で一定期間分負担

- なお、基本的な考え方に基づき、今後、清算負担金に係る協議を進め、令和4年度当初予算案に反映するとともに、年度内に覚書を締結することとしている。

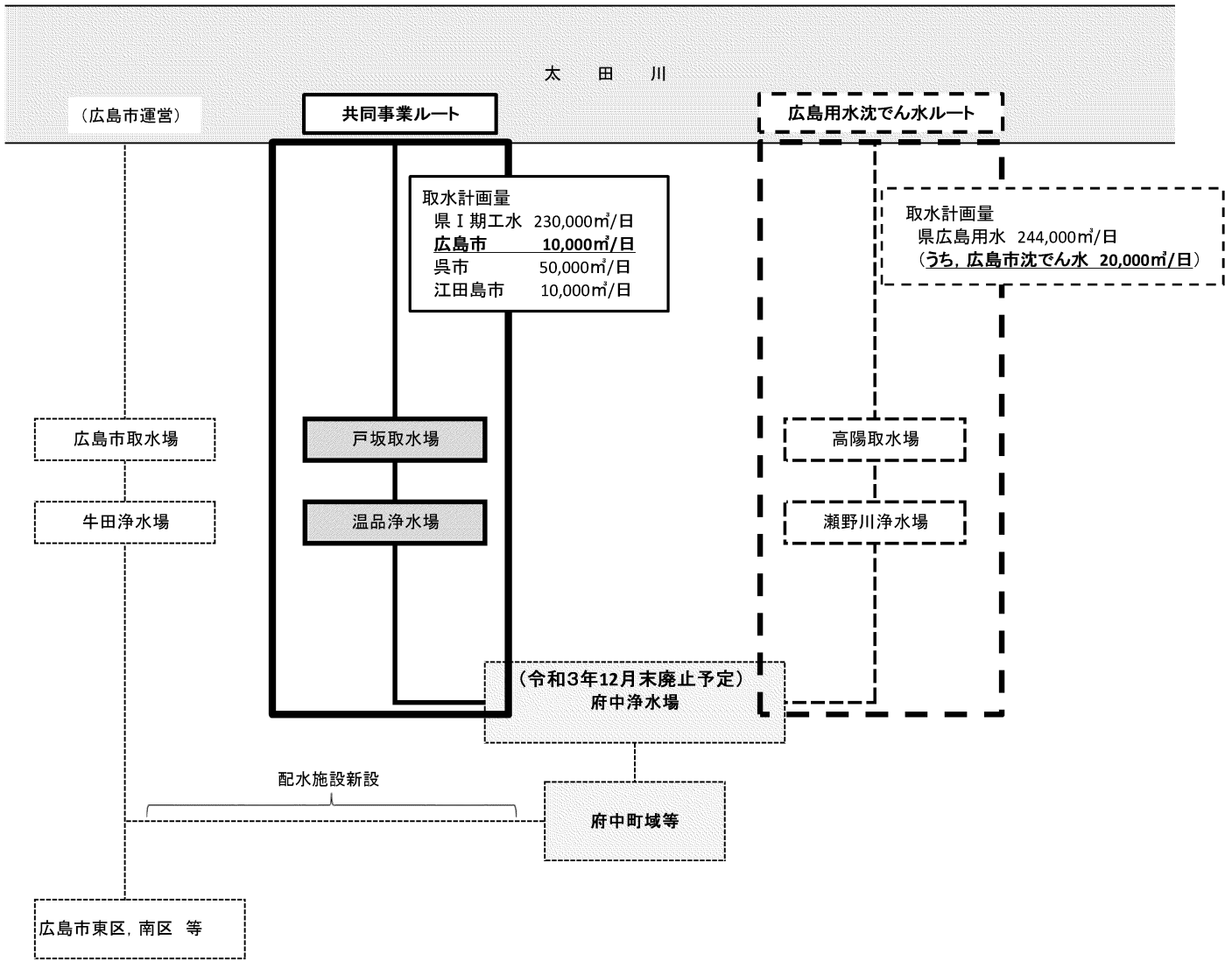
#### (3) 今後の手続

令和3年12月下旬 廃止規約の告示（県報登載）  
総務大臣報告

#### (4) 予算（国庫・単県）

—

### 広島市営府中浄水場への水の流れ



- (凡例)
- 共同事業ルート(今回関係分)
  - - - 広島用水沈でん水ルート(今回関係分)
  - ..... 広島市運営ルート